

伊佐市農業委員会第4回総会議事録

1. 開催日時 平成27年7月17日(金) 午前9時2分から10時33分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階中会議室

3. 出席委員 (19人)

会 長 21番委員

委 員	1番委員	2番委員
	3番委員	4番委員
	5番委員	6番委員
	8番委員	9番委員
	10番委員	11番委員
	12番委員	13番委員
	14番委員	15番委員
	16番委員	17番委員
	18番委員	19番委員

4. 欠席委員 (1人)

欠席者 20番委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

17番委員 18番委員

第2 第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について

第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長
農地振興係書記

農地振興係長
農地振興係書記

【開始時間 午前9時2分】

事務局 長 おはようございます。只今より、平成27年度第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。

議 長 皆さんおはようございます。
今日は、20番委員が体調不良のためという理由で欠席届が出されております。
欠席者1名です。出席者は19名で、総会は成立します。
議事録署名者を、私の方から指名させていただきます。
17番委員と18番委員にお願いします。

————— 諸般報告 —————

議 長 事務局より、諸般の報告1番、農地法第18条第6項の規定による通知について報告を求めます。

事務局 報告 農地法第18条第6項の規定による通知につきましてご報告いたします。
資料の1～3ページになります。
農地法による合意解約1件、農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約が8件ありましたのでご報告致します。

議 長 質問はありますか。

(なしという声あり。)

なしということですので、議案の審議に入ります。

————— 議案第1号 —————

議 長 議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見決定について提案します。
事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち利用権設定につきまして説明いたします。
8ページの総括表をお開きください。

期間は、1年から10年で面積は田50,732㎡、畑23,040㎡の合計73,772㎡です。

利用権の設定をする者の数19人、設定を受ける者の数17人です。土地の明細につきましては、4ページから7ページの整理番号1番から20番のとおりです。

皆様のご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 只今、事務局の報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。
〔「なし」という声、多数あり。〕

議 長 なしということでございますのでお諮りします。
議案第1号の意見決定について、事務局の報告のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議 長 全員挙手。
よって、議案第1号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見が決定しました。

————— 議案第2号 —————

議 長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について提案します。
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
2番委員お願ひします。

2 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号1番について去る7月14日に現地調査を行いましたので2番が報告いたします。

申請人MKさんは、伊佐市大口平出水に居住され、自治会は向江、年齢は65歳です。渡人NNさんは伊佐市大口平出水に居住され、自治会は平出水中央、年齢は62歳であります。申請人と渡人は、親戚になります。申請地は伊佐市大口平出水字千里原1113、地目は畑、地積は1,940㎡で所有権移転売買であります。受人の経営面積は50,461㎡で取得可能面積であります。農作業従事者は4名で通作距離は受人自宅より2kmぐらいに位置しており、現況は良く管理された農地であ

ります。経営意欲はあり、農機具などは全て完備してあります。以上な理由により、当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われるので、許可相当と思われます。

添付書類として、全部事項証明書、航空写真が提出されております。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、わたくしの報告を終わります。

議 長 2番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。

整理番号1番について、2番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって、整理番号1番は許可が決定しました。

整理番号2番、3番、4番については、譲受人が同一人ですので一括して担当委員の調査報告を求めます。

3番委員お願いします。

3 番 委 員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号2番、3番、4番について、去る7月11日に、申請人NH氏立会いもと現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人のNHさんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、自治会は鳥巢下で年齢は51歳であります。

整理番号2番の譲渡人USさんは霧島市国分広瀬にお住まいであります。申請地は大口里字中古川926-1番地で地目、田、地積1,222㎡で売買であります。

整理番号3番は譲渡人SHさんは大阪市住之江区南加賀屋にお住まいであります。申請地は伊佐市大口里字中古川926-4番地で、地目田で地積は1,831㎡売買であります。

整理番号4番は譲渡人OSさんで大阪市住之江区御崎にお住まいであります。申請地は伊佐市大口里字中古川926-2番地で、地目田で地積は1,222㎡売買であります。Nさんの経営面積は、14,82

2㎡で、取得可能面積で規模拡大という理由で農業従事者2名で、通作距離も1kmぐらいに、良く管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。

以上のような理由により当申請は、農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付資料として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして、わたしの報告を終わります。

議 長 3番委員の調査報告が終わりました。
委員の皆さんご意見、質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。
3番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めまます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって、整理番号2番、3番、4番は許可が決定しました。

議 長 整理番号5番について、担当委員の調査報告を求めまます。
13番委員お願ひします。

13番委員 議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について整理番号5番について、申請人のIAさん立会いのもと7月10日現地調査をしましたので13番が報告いたします。

申請人のIAさん65歳は伊佐市大口篠原に居住され自治会は篠原です。経営面積は2町歩を耕作され耕作意欲もあり、規模拡大されるものです。この田は今まで申請人が耕作されていましたが、渡人のDMさんと奥さんがいとこという関係で売買されるそうです。申請地は伊佐市菱刈下手字中通1649-3、地目は田、地積は365㎡です。現在は田植えがされておりました。農機具等は全て自己所有されており、農地法第3条の適格者であると同時に農地の取得につきましては、何ら問題はないと判断しましたので、本日許可してくださるよう、お願ひしまして私の報告を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

13番委員の調査報告が終わりました。

議	長	委員の皆さんご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 13番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	全員挙手。 よって、整理番号5番は許可が決定しました。
議	長	整理番号6番について担当委員の調査報告を求めます。 16番委員お願いします。
16番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号6番につきまして、去る12日、申請人立会いのもと調査いたしましたので、16番が報告をします。申請人、IAさんは、伊佐市大口下殿に居住され自治会は下殿、年齢は74歳です。渡人NYさんは、伊佐市大口下殿に居住され高津原81歳です。申請地は伊佐市大口下殿字大牟田1040-3番地で地目は田、地積は2,230㎡で所有権移転売買であります。今回、売買にて取得されます受人の経営面積は41,210㎡で取得可能面積であります。農業従事者は2名で通作距離は10分くらいで現地は、日本フードパッカー株式会社それから、近くには本田運送の事務所があるわけですがそこから500mくらいの道で、現況は良く管理された田んぼであります。 今まで、受人が作付をされておりました。Iさんは生産牛15頭を飼っており経営意欲もあり、農機具等も完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条の2項に該当しないと思われまので、許可相当と思われまので、許可相当と思われまので、添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方の審議方をよろしく願いしませ報告を終わります。
議	長	16番委員の調査報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということですのでございますので、お諮りします。

		<p>16番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議	長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、許可が決定しました。</p>
議	長	<p>整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>15番委員お願いします。</p>
15番委員		<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号7番につきまして、去る7月15日申請人であられます、STさん宅でご夫婦お揃いのところで聞き取り調査をいたしましたので15番が報告をいたします。</p> <p>申請地は、譲受人がSSさん伊佐市菱刈南浦にお住まいで自治会は瓜ノ峰でございます。47歳。渡人がSTさん伊佐市菱刈南浦にお住まいで自治会は本城宇都集落で、77歳でございます。申請地は伊佐市菱刈南浦字芋田397-1外4筆でございます。面積は田が3,751㎡、畑が454㎡の合計4,205㎡でございます。受人の世帯員の農業従事者はお父さんたち夫婦と息子さん3人でございます。法律関係は所有権の親から子への贈与でございます。調査内容でございますが申請地は瓜ノ峰住宅より南東側と宇都集落、渡人のお父さんの自宅の周辺でございます。現況は水稲作と畑の方は小菜園として利用されていらっしゃいます。現在の耕作者はお父さんのSTさんが耕作をいたしております。受人の理由でございますがSSさんは所有権贈与という申請理由であり、耕作意欲は十分であり、農繁期等は常に手伝いをしていらっしゃいまして、また農機具も完備いたしております。</p> <p>以上のような理由により当申請は農地法第3条2項に該当しないと思われ、許可相当と判断をいたしました。なお、添付書類といたしまして、全部事項証明書、営農計画書、委任状、航空写真等が添付されています。</p> <p>委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>15番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。</p> <p>(「なし」という声、多数あり。)</p>

議	長	なしということでございますので、お諮りします。 整理番号7番について15番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号7番は、許可が決定しました。
議	長	整理番号8番について、担当委員の調査報告を求めます。 8番委員お願いします。
8番委員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定のうち整理番号8番について、去る15日、現地調査を行いましたので8番が報告いたします。申請人で受人のHFさんは伊佐市大口牛尾に居住。年齢は77歳です。譲渡人のWIさんは、愛知県一宮市住吉に居住、年齢は62歳です。申請地は伊佐市大口牛尾字釜ヶ迫1755-1地目は田、地積は2,554㎡外13筆で地目が田の合計面積12,479㎡、地目が畑の合計面積1,194㎡であり所有権移転売買であります。申請理由といたしまして譲渡人は居住地が愛知県であることから管理ができない。また、受人は規模拡大であります。申請地は大口電子株式会社の周辺に位置し、現況は地目通り田、及び畑であり、現在申請人のHさんが耕作されております。受人の経営面積は214,639㎡で取得可能面積であり、また経営意欲もあり農機具等も揃っております。以上のような理由により当申請は農地法第3条2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類といたしまして、全部事項証明書、航空写真等が添付されております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
議	長	8番委員の調査報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 8番委員の調査報告のとおり、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)

議 長

全員挙手。
よって整理番号8番は、許可が決定しました。

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請に係る決定について申請件数8件について8件の許可が決定しました。

————— 議案第3号 —————

議 長

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長

整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
9番委員をお願いします。

9 番 委 員

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定についてのうち整理番号1番について去る7月13日申請人OH氏立会いのもと2番委員さん6番委員さんと私9番委員で共同調査をいたしましたので9番が報告いたします。申請人OHさんは、伊佐市大口山野に居住されており、年齢は79歳、自治会は上之馬場です。申請地の所在地は、伊佐市大口山野字内山4947地目は畑、地積は755㎡外1筆337㎡の計1,092㎡であります。農地区分は第2種農地、転用目的は山林ですが現況はすでに平成24年10月とクヌギが植えてありました。申請地の所在地は、旧山野中学校より北東へ600mぐらいのところに位置し北と西側は山林、南と東側は道路を挟んで田となっており、道路との高低差が大きく、畑に行くにも道路工事があった時点で入口もなくなり、またイノシシが畑や入口も荒らし、平成24年までは草を払ったりしていたが自分も年を取り対応できなくなり許可も得ず、クヌギを植えてしまったとのことでした。添付書類として、航空写真、全部事項証明書、始末書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書が提出されております。調査の結果、この申請については、3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方の審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長

9番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
（「なし」という声、多数あり。）

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
9番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、9番委員の調査報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第3号については、申請件数1件の、意見の決定並びに許可及び諮問1件が決定しました。

議案第4号

議 長 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について提案します。

議 長 整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
10番委員お願いします。

10番委員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号1番を10番が報告いたします。調査年月日は7月13日、調査員8番、事務局、私10番で3名で行いました。受人のHSさんは伊佐市菱刈花北に居住され、渡人は伊佐市菱刈花北、HHさん同じく薬師に居住され親子の関係でございます。申請地は伊佐市菱刈花北字小苗代原565-5、地目は畑、転用面積は859㎡で一般住宅ということで申請がありましたので調査報告をいたします。申請地は小山金物店の北側に位置して良く管理をされた畑でございます。農地区分は1種農地で農用地区域外に該当します。資金調達については融資であるため問題はないと思われます。融資証明も添付されております。転用目的は一般住宅を建設するものであり計画性も妥当であるため実現は確実と思われます。ただし、一般住宅は概ね500㎡以内という一つの規定がございますが、残りの359㎡が半端になるために進入路とかちょっと残りは小菜園にというような形で使わしていただきますと言うことで理由書も添付されておりますから、3人の意見としては妥当であろうというような形で現場を見ました。申請地の位置は東は畑、西は農道、南は畑、北は住宅、お父さんの家ですね。隣接して

いるところでございます。現況は、住宅を建設されても問題はないような形でございますので報告をいたします。添付書類といたしまして、位置図、理由書、融資証明、航空写真、被害防除計画書、計画の平面図が添付をされておりました。委員のご審議をよろしく願いいたします。報告を終わります。

議 長 10番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。
10番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、10番委員の報告のとおり意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号2番について、担当委員の調査報告を求めます。
3番委員お願いします。

3番委員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について、整理番号2番につきまして、7月13日申請人MM氏立会いのもと、事務局及び私3番委員2人で共同調査をしましたので3番が報告いたします。譲受人は伊佐市大口里にお住まいのMMさんで、自治会は里町自治会で68歳であります。譲渡人は、大阪府堺市堺区松屋町にお住まいのSSさんであります。本申請は所有権移転売買で転用目的、駐車場として使用となっております。申請地の所在地は伊佐市大口里字小塚之下246-1、地目は畑、地積は391㎡であります。農地区分は第3種農地となっております。申請地の所在地は、轟公園の北側約300mくらいMさんの宅地のすぐ隣で、東、南側宅地、北、西側は私道を挟み川であります。周囲に与える影響はないものと思われま。添付資料として土地の全部事項証明書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、被害防除に関する誓約書、資金証明書、字図等が添付してあります。

調査の結果、この申請について調査員の意見において的確であると判断しましたが、皆様方のご審議方よろしく願いしまして私の報告を終

		わります。
議	長	3番委員の報告が終わりました。 委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りします。 3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。
議	長	整理番号3番、4番、5番、6番について、譲受人が同一人ですので一括して担当委員の調査報告を求めます。 15番委員お願いします。
15番委員		議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定のうち整理番号の3番から6番まで、関連がございますので一括して報告申し上げます。去る13日、11番委員、14番委員さらに、行政書士のTさん、私15番4名で共同調査をいたしました。立会い人といたしましては、申請地の申請者の委任者である行政書士Tさんでございました。なお、当申請は、昨年9月において申請がなされたところであり、今回施工事業者の変更であります。事務局の指導で1回取り下げをお願いし、今回新規という形での申請を行っております。譲受人は鹿児島市西別府町にあります株式会社Mで、代表取締役はMT氏で総合建設業で太陽光発電事業にも実績のある企業であります。譲渡人は小原松山自治会で伊佐市菱刈川北にお住まいのMT氏と、山田中原自治会で伊佐市菱刈川北にお住まいのTM氏、及び山田中原自治会で伊佐市菱刈川北にお住まいのMK氏であります。本申請は、所有権移転の売買で転用目的は太陽光パネルを設置するものであります。申請地の所在地は、伊佐市菱刈川北字八ツ尻1602番地16、外3筆で地目は畑です。地積が2,925㎡であります。農地区分は第2種農地でその他の農地となっております。なお、事業全面積は9,100㎡で48.9kw発電量を10機で太陽光パネル2,000枚を設置

することになっております。申請地の所在地は湯ノ尾小学校から北東へ1.5 km交差点から北東へ1 kmに位置しており、周囲の状況は南側が市道、東西北側は山林となっており、周囲に与える影響はないと思われれます。添付書類として、土地の全部事項証明書、位置図、字図、太陽光パネル配置図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、譲受人の履歴事項全部証明書及び、定款、資金証明書、通産省の許可証、九電の払込書等が提出されております。調査の結果、この申請については、3名の調査員の意見において適切である判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 15番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
15番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号3番、4番、5番、6番は、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 整理番号7番について、担当委員の調査報告を求めます。
3番委員お願いします。

3 番 委 員 議案第4号農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定並びに許可及び諮問決定について整理番号7番につきまして7月13日、申請人社会福祉法人S、委任者行政書士KS立会いのもと事務局及び3番委員で共同調査しましたので3番が報告いたします。受人は伊佐市大口里にお住まいの社会福祉法人S福祉会、MMさんであります。譲渡人は愛知県稲沢市東緑町にお住まいのYYさんであります。本申請は所有権移転売買で、転用目的は駐車場及び進入路が約100mくらい、幅2mくらいを設置される予定でございます。また一部は、一般住宅として使用となっております。申請地の所在地は伊佐市大口里字井出原452番地2と同じ字の450番地1の2筆で地目は畑、地積は2筆合計で1、

667㎡であります。農地区分は3種農地となっております。申請地の所在地は、大ロググリーンホテルの西側約300mくらいで、東、駐車場、南側、田、西側住宅、北側私道を挟み駐車場であり、周囲に与える影響はないものと思われます。添付資料として、土地の全部事項証明書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、被害防除に関する誓約書、事業計画書、資金証明書、字図等が添付してあります。調査の結果、この申請について調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方よろしくお願ひしまして報告を終わります。

議 長 3番委員の報告が終わりました。
委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。
(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りします。
3番委員の調査報告のとおり、意見の決定並びに許可及び諮問決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号7番は、調査報告の通り、意見の決定並びに許可及び諮問が決定しました。

議 長 議案第4号については申請件数7件について、意見決定並びに許可及び諮問7件が決定しました

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号非農地証明願について
整理番号1番について担当委員の調査報告を求めます。
1番委員お願ひします。

1 番 委 員 議案第5号、非農地証明願、整理番号1番について、1番がご報告をいたします。調査日は、去る7月13日です。調査員は12番、17番、1番の3名でいたしました。申請人住所、伊佐市菱刈荒田、自治会は親交今市です。本人が立合われました。お名前はTYさん84歳です。申

請地は菱刈荒田字餅ヶ丸2070-21番地、地目は畑、地積1,563㎡です。現況は山林です。樹木は、楠、桧です。樹齢は約40年たっております。申請理由は、昭和48年8月ごろ、台風、大雨、災害で土砂崩れがありまして交通不能となり耕作ができなくなった状況です。そのために植林してしまい現在に至ったということです。周囲の状況は、東西南北共に山林化しておりました。非農地となった時期は先ほど申しました通りでございます。申請地の位置は県道424号線、針持方面のところの本城比良集会場より西へ林道を約800mぐらい行ったところ、東へおよそ50mいった場所です。通行できないような獣道でした。農地性は喪失しており、3名で協議いたしました結果許可相当だと思われまます。添付書類は、字図、全部事項証明書、その他必要書類は揃っております。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。

議 長 1番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

1番委員の調査報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号1番は、報告のとおり非農地として証明が決定しました。

議 長 整理番号2番地について担当委員の調査報告を求めます。

14番委員お願いします。

14番委員 議案第5号非農地証明証等願について整理番号2番につきまして、去る、7月13日、15番委員と11番委員と私14番委員の3人で共同調査をいたしましたので14番が報告いたします。申請人は横浜市戸塚区戸塚町にお住まいのIKさんです。なお、今回は立会人なしということです。土地の所在地は伊佐市菱刈川南字足田引1762-1です。地目は畑、現状はもう山林になっております。面積は135㎡であります。周囲の状況は周りがすべて山林になっております。非農地となった時期及び理由といたしまして昭和50年4月1日ころからで先代が亡くな

り、20年以上に渡り耕作放棄されたため、雑木林となっております。申請地の位置として、菱刈中学校より南に約1kmほどで、北側、東側、西側、南側は全て山林であります。全体が山林になっており農地性は喪失していて両親ともに亡くなり申請人も県外におられまして、農地への復旧は困難であると3人の調査委員とも判断いたしました。添付書類は全部事項証明書、非農地証明願、位置図、字図等が添付されております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 14番委員の報告が終わりました。委員の皆さんご意見質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りします。

14番委員の報告のとおり、非農地として証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。

よって整理番号2番は、非農地として証明が決定しました。

議 長 議案第5号非農地証明願申請2件について、2件の非農地として証明することが決定しました。

議 長 その他、月例報告をお願いします。

事務局 それでは、総会の資料の22ページをお開きください。

今月の月例報告です。去る13日に現地調査ということで、市内一円です。17日本日が第4回農業委員会の総会です。来週の24日の金曜日が、7月の定例常任会議員会議であります。

8月の行事予定です。

17日が現地調査です。20日が第5回農業委員会の総会、それと、26日が8月の定例常任会議員の会議であります。月例報告は以上です。

事務局長 これで平成27年度第4回農業委員会総会を終了します。姿勢を正して下さい。

一同礼
お疲れ様でした。

【終了時間 午前10時33分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 17番 委員

伊佐市農業委員 18番 委員